

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター  
遺体搬送及び病理解剖後の処置業務委託仕様書

1 履行場所

横浜市南区浦舟町4-57  
公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 業務体制・資格条件

(1) 業務時間

月曜日から金曜日 11:00から20:30まで(状況により多少のずれ有り)

※4日以上のお休みが続く場合、その休日の間に実施することがある。

(2) 病院からの呼び出しに対して、30分以内に到着し対応すること。

なお、同時に2件生じた場合を含めて迅速に対応して、ご遺族に迷惑をかけないようにする。

(病院は予定がわかり次第、業務のあることを電話にて事前連絡し、来院の時間を30分から1時間前に電話連絡する)

(3) 当該業務は2名以上で行うこと。

(4) 業務を行う際は白衣を着用すること。白衣は業者で用意すること。

(5) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)に所在地区分が「市内または準市内」、登録種目が「319 イベント企画運営等」または「350 その他の委託等」のうち「遺体移送、葬儀施行業務」等で登録されていること。

(6) 厚生労働省認定葬祭ディレクターの資格を有する正社員を1名以上雇用していること。

(7) 令和2年度に公的病院での担当実績があること。

4 業務内容

・遺体搬送

(1) 遺体を病棟等で受け取り、所定の場所(霊安室)までご遺体を搬送する。

(2) その他、明記されていない事項で問題が生じた時は、病院と別途協議の上、決定する。

・病理解剖後の処置業務

(1) 解剖した遺体を解剖室前室で受け取り、処置、清拭及び化粧等を行う。

(2) 解剖室前室から所定の場所(霊安室)までご遺体を搬送する。

(3) 業務の詳細については、『病理解剖後の処置マニュアル』に従う。

(4) その他、明記されていない事項で問題が生じた時は、病院と別途協議の上、決定する。

## 5 ご遺族、ご遺体への対応

- (1) 受託会社は病院内で、病院から葬儀業者が指定されているとの誤認を生むような葬儀勧誘を行わない。
- (2) 故人の尊厳を傷つけることのないよう丁重に取り扱おうと共に、患者家族へのいたわりに配慮しながら礼儀正しく誠意を持って業務に努める。
- (3) 患者遺族から金品などを受領してはならない。

## 6 その他

- (1) 業務上で知り得た患者情報その他については、秘密を遵守し、いかなる場合も第三者に漏らしてはならない。また受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 当院及び当院患者との間で問題が発生した場合は、誠意をもって対応し、責任を負うものとする。

## 7 提出書類（見積提出後契約会社のみ）

- (1) 令和2年度に公的病院で同業務の実績を有することがわかる実績表
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者であることを証する書類
- (3) 業務を実施する営業拠点(場所)がわかる略図
- (4) 会社概要の分かる資料(社員名簿等)
- (5) 厚生労働省認定葬祭ディレクターの資格を有する正社員を1名以上雇用していることが分かる書類

以上

(様式1)

受付番号	項目番号	連絡先	委託担当
	—	市民総合医療センター	物品管理担当 担当者 小笠原 電話 045-253-5306
<b>仕様内訳書</b>			
1	委託名	遺体搬送及び病理解剖後の処置業務委託	
2	履行場所	横浜市南区浦舟町4-57 横浜市立大学附属市民総合医療センター	
3	履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで <input type="checkbox"/> 期限 年 月 日 まで	
4	契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約	
5	現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( 月 日 時 分、場所 )	
6	委託概要	遺体搬送 病理解剖後の処置清拭等 仕様書、マニュアルのとおり	
7	部分払	<input type="checkbox"/> する ( 回以内) <input checked="" type="checkbox"/> しない	
8	その他特約事項	・7の部分払いについては、業務が発生しない月もありうるため、 契約相手方が決定後、両者で協議の上支払方法を決定します。 ・令和3年度予算が決定することを条件とする案件です。 停止条件が解除されない場合は契約が成立しません。	

(様式2)

内 訳 書

【市民総合医療センター】

名称	年間数量	単位	単 価	金 額	摘 要
遺体搬送及び 病理解剖後の処置業務	(20)	件			
合計					
消費税					
総合計					

# 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

## 病理解剖後の処置マニュアル

処置は前室で行い、解剖室には立ち入らない。  
ご遺体は完全に消毒された状態で引き渡される。

1. 連絡があるまで待機する。
2. 連絡を受けて解剖室に入室し、解剖台に乗ったご遺体を受け取る。
3. ご遺体の処置について病理側に確認する。
4. 前室内でご遺体の処置を行う。
  - ① 体表（皮膚・頭髪）が完全にきれいになっているかどうか確認し、万が一汚れが残っていたり濡れている場合には、これをタオルで拭ってきれいにする。また、頭髪はドライヤーで乾かす。体腔からの体液の漏れや鼻腔、口腔の処置の有無も確認する。
  - ② 全ての縫合した切開創にガーゼを当て、バンソウコウでとめる。ただし、頭部の切開創は前処置を施した後に、病理指定の帽子をかぶせ適宜処置し露出しないようにする。
  - ③ 褥瘡や、縫合できない切開創などは、ガーゼとバンソウコウ等を使って適宜処理する。もし、縫合していない切開創を認めた場合、あるいは縫合していても不完全である場合には、病理側に確認し指示を受ける。（縫合できる切開創であれば、ご遺体を解剖室に戻し、病理側が縫合する。）
  - ④ その他病理側の指示がある場合には、これに従ってご遺体の処置を行う。
  - ⑤ 遺族指定の衣服があるときには、ご遺体にこれを着せる。
  - ⑥ 解剖前の衣類が汚れていた場合は、病理側に確認の後、解剖室にある浴衣に交換する。
  - ⑦ 女性のご遺体及び病理・臨床医からの死化粧の依頼がある場合には化粧をする。
  - ⑧ 前室でのご遺体の処置が終了した時点で、病理側と臨床医の確認を受ける。
  - ⑨ 前室から解剖施設外の所定の場所（病院の霊安室）にご遺体を搬送し、臨床担当医師立ち会いのもとに、ご遺体の顔を遺族に確認してもらい、遺族指定の葬儀社がある場合には、指定葬儀社に引き渡す。納棺する場合は、納棺までできるだけ遺族の目に触れないようにする。
5. その他
  - ・ 作業前に感染防止のため必ずゴム手袋をする。
  - ・ 業務終了後は「解剖時の遺体搬送等依頼書兼霊安業務確認書」にサインをし、救急棟警備室に提出する。

# 解剖時の遺体搬送等依頼書兼霊安業務確認書

令和 年 月 日

## 【病棟記入欄】

病棟名 \_\_\_\_\_ 病棟責任者 \_\_\_\_\_  
患者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ (男 女)

死亡前の住所地 \_\_\_\_\_

死亡日時 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

## 【警備室記入欄】 病棟→霊安室・冷蔵庫・解剖室冷蔵庫

搬送時間 令和 年 月 日  
午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

警備員サイン \_\_\_\_\_

## 【警備室記入欄】 霊安室・冷蔵庫・解剖室冷蔵庫→解剖室

搬送時間 令和 年 月 日  
午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

警備員サイン \_\_\_\_\_

## 【受託業者記入欄】 死後処置・霊安室までの搬送

日時 令和 年 月 日  
午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

受託業者商号 \_\_\_\_\_

又は名称 \_\_\_\_\_

取扱者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入後は救急棟警備室に提出してください

公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター

※全ての欄に記入された後は写しをとり、毎月末に管理部物品管理担当まで提出すること